

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2023年6月30日

群馬県知事 あて

提出者 〒379-2202
住 所 群馬県伊勢崎市赤堀鹿島町933
氏 名 株式会社やまひろ群馬工場
工場長 山本良太
電話番号 0270-63-2016

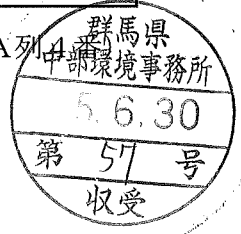
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社やまひろ群馬工場
事業場の所在地	群馬県伊勢崎市赤堀鹿島町933
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

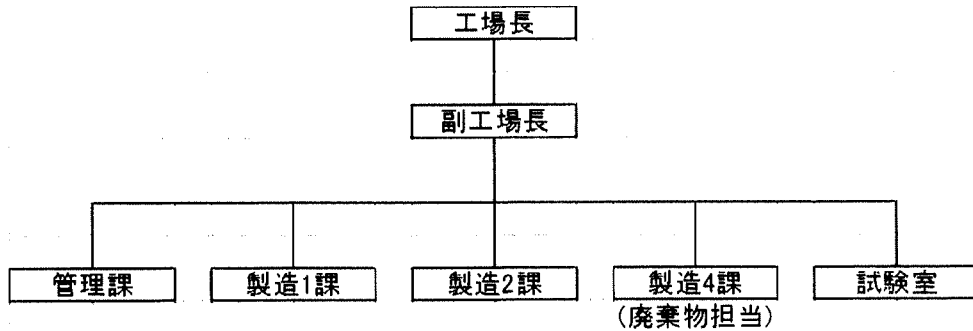
①事業の種類	大分類：製造業 中分類：食料品製造業																																			
②事業の規模	売上高 60.90百万円																																			
③従業員数	65人(正社員)																																			
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<table border="1"><tr><td>動植物性残渣</td><td>⇒</td><td>外部委託処理</td><td>⇒</td><td>飼料化 焼却</td><td>⇒</td><td>管理型埋立</td></tr><tr><td>汚泥</td><td>⇒</td><td>外部委託処理</td><td>⇒</td><td>肥料化 焼却 混合</td><td>⇒</td><td>管理型埋立 管理型埋立</td></tr><tr><td>廃プラスチック</td><td>⇒</td><td>外部委託処理</td><td>⇒</td><td>選別・粉碎 粉碎 焼却</td><td>⇒</td><td>管理型埋立 固形燃料化 管理型埋立</td></tr><tr><td>廃油</td><td>⇒</td><td>外部委託処理</td><td>⇒</td><td>油水分離</td><td>⇒</td><td>リサイクル</td></tr><tr><td>ガラスくず・金属くず</td><td>⇒</td><td>外部委託処理</td><td>⇒</td><td>破 碎</td><td>⇒</td><td>リサイクル</td></tr></table>	動植物性残渣	⇒	外部委託処理	⇒	飼料化 焼却	⇒	管理型埋立	汚泥	⇒	外部委託処理	⇒	肥料化 焼却 混合	⇒	管理型埋立 管理型埋立	廃プラスチック	⇒	外部委託処理	⇒	選別・粉碎 粉碎 焼却	⇒	管理型埋立 固形燃料化 管理型埋立	廃油	⇒	外部委託処理	⇒	油水分離	⇒	リサイクル	ガラスくず・金属くず	⇒	外部委託処理	⇒	破 碎	⇒	リサイクル
動植物性残渣	⇒	外部委託処理	⇒	飼料化 焼却	⇒	管理型埋立																														
汚泥	⇒	外部委託処理	⇒	肥料化 焼却 混合	⇒	管理型埋立 管理型埋立																														
廃プラスチック	⇒	外部委託処理	⇒	選別・粉碎 粉碎 焼却	⇒	管理型埋立 固形燃料化 管理型埋立																														
廃油	⇒	外部委託処理	⇒	油水分離	⇒	リサイクル																														
ガラスくず・金属くず	⇒	外部委託処理	⇒	破 碎	⇒	リサイクル																														

（日本工業規格 A列）



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ
	排出量	1320.860 t	199.490 t
	(これまでに実施した取組) ・生産ラインの安定稼働による廃棄物削減。 ・生産ロスを低減させる生産計画の立案。 ・生産ロスを把握して、余剰な原材料を購入しない。 ・廃棄物の分別を実施し有価物化によるリサイクルを推進。 ・生産工程での見直し・改善を図り排水量を抑える。 ・余った原材料が発生した場合、使用可能な原材料は他工場に転送。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ
	排出量	1320.860 t	199.490 t
	(今後実施する予定の取組) ・上記事項の継続。 ・排水処理場の安定稼働による汚泥発生量の削減。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類・動植物性残さとして排出される廃棄物の分別を実施して有価物化している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類・動植物性残さとして排出される廃棄物の分別を徹底するよう教育・研修を行い、さらなる有価物化を推進していく。

廃プラスチック類	廃油	ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	
46.850 t	0.930 t	0.150 t	t

廃プラスチック類	廃油	ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	
46.850 t	0.930 t	0.150 t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・今後も実施する予定はない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・今後も実施する予定はない。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・今後も実施する予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ
	全処理委託量	1320.860 t	199.490 t
	優良認定処理業者への処理委託量	91.680 t	20.800 t
	再生利用業者への処理委託量	1199.040 t	178.690 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	30.140 t	t
	（これまでに実施した取組） ・処理業者と委託契約を結ぶに当たっての事前の現地確認と委託後の定期的な確認。 ・許可書の有効期限について定期的な確認。		

t	t	t	t

t	t	t	t

廃プラスチック類	廃油	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
46.850 t	0.930 t	0.150 t	t
t	0.520 t	0.150 t	t
18.140 t	t	t	t
t	t	t	t
28.710 t	0.410 t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ
	全処理委託量	1320.860 t	199.490 t
	優良認定処理業者への処理委託量	91.680 t	20.800 t
	再生利用業者への処理委託量	1199.040 t	178.690 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	30.140 t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理業者と委託契約を結ぶに当たっての事前の現地確認と委託後の定期的な確認。 ・優良認定処理業者への処理委託を促進。 ・製造廃棄品の有価物化を促進。 ・薬剤の選定・添加量見直しによる脱水汚泥量の減量化。 ・工程廃棄ミックス量の削減 		
※事務処理欄			

廃プラスチック類	廃油	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
46.850 t	0.930 t	0.150 t	t
t	0.520 t	0.150 t	t
18.140 t	t	t	t
t	t	t	t
28.710 t	0.410 t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。